

【対象事業 1】

逗子市子ども・子育て支援制度に関する各種事業等の認可基準骨子案

子ども・子育て支援新制度では、地域型保育事業について、児童福祉法に基づき、逗子市が定めた基準により対象事業として「認可」することとされており、対象事業は次のとおり分類されます。

分類	地域型保育事業
該当する事業	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ※A 型、B 型、C 型 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業

これら、地域型保育事業の事業者は、逗子市が定める認可の基準を遵守しなければならないこととされているため定めるものです。

◆以下の事項を「従うべき基準」、それ以外の事項は「参酌すべき基準」とする。

- ・職員の資格、員数
- ・乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的空間等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」としている。

1 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目	国基準案	本市基準案
保育従事者	家庭的保育者 *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 *市長村長が行う研修を修了した者	家庭的保育者 *次のいずれかである者で、市長が指定する研修を受講し、かつ市長が家庭的保育者として適当であると認めた者 ア保育士、保健師、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者 イ子育て経験があり、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者 家庭的保育補助者 *市長が指定する研修を修了した保育士、保健師、看護師、幼稚園教諭、子育て経験者
職員数	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合 5：2）	0～2歳児 3：1 （ただし、児童数に応じ、所定の時間以上、家庭的保育補助者の配

【対象事案 1】

			置を求める) 児童 4 人・5 人に対し 2 人
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1 人 3.3 m ² (部屋自体は 9.9 m ² 以上が必要)	国基準案のとおりとする。
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭 ※付近の代替地可 1 人 3.3 m ² (2 歳児)	国基準案のとおりとする。
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。
	設備	調理設備	国基準案のとおりとする。
	職員	調理員 (保育を行う子どもが 3 人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可) ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	調理員 家庭的保育者又は家庭的保育補助者が調理員を兼ねることができる。ただし、当該調理従事者を除いたうえで、職員数の基準（児童 1 ～ 3 人時は職員 1 人、児童 4 人～ 5 人時は職員 2 人）を満たすこと。
耐火基準		基本的には上乗せ規制なし (※更に検討)	国基準案のとおりとする。
連携施設		連携施設の設定が必要 ※更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第 1 期の市町村事業計画の終期（平成 31 年度末）までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる（経過措置）。	国基準案のとおりとする。
嘱託医		嘱託医 ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

2 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準案

項 目		国基準案	本市基準案
保育従事者		保育士 ※0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる	国基準案のとおりとする。
職員数		・以下の配置に加え 1 人配置すること 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ・常時 2 人を下回ってはならない	国基準案のとおりとする。
設備・面積	保育室等	0 歳・1 歳児乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳児以上 保育室 1 人 1.98 m ²	国基準案のとおりとする。
	その他	便所	国基準案のとおりとする。
	屋外遊戯場	満 2 歳児以上の児童 1 人につき 3.3 m ² 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。
給食	給食	自園調理 (調理業務委託及び連携施設等からの搬入可) ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。
	設備	調理室又は調理設備 (調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備)	国基準案のとおりとする。
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

耐火基準	保育室等を 2 階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係はさらに検討	国基準案のとおりとする。
連携施設	ア～カについて必要な支援を受けること。キを設定すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から 5 年間（平成 31 年度まで）は経過措置として設定しないことができる。ア・イ・キについては協定書等を締結すること。 ア）食事の提供 イ）嘱託医による健康診断等 ウ）屋外遊戯場の利用 エ）合同保育 オ）後方支援 カ）行事への参加 キ）卒園後の受皿	国基準案のとおりとする。
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。
その他	入所時の健康診断及び年 2 回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと	国基準案のとおりとする。

3. 小規模保育事業（B 型）の設備及び運営に関する基準案

項 目	国基準案	本市基準案
保育従事者	1/2 以上保育士 ※0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる	2/3 以上保育士 ※0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができ

【対象事案 1】

		※保育士以外には必要な研修を実施	る ※保育士以外には必要な研修を実施
職員数		・以下の配置に加え 1 人配置すること 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 ・常時 2 人を下回ってはならない	国基準案のとおりとする。
設備・面積	保育室等	0 歳・1 歳児乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳児以上 保育室 1 人 1.98 m ²	国基準案のとおりとする。
	その他	便所	国基準案のとおりとする。
	屋外遊戯場	満 2 歳児以上の児童 1 人につき 3.3 m ² 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。
給食	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。
	設備	調理室又は調理設備 （調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備）	国基準案のとおりとする。
	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる。	国基準案のとおりとする。
耐火基準		保育室等を 2 階以上に設ける場合について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

	消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係 はさらに検討	
連携施設	ア～カについて必要な支援を受けること。キを設定すること。ただし子ども・子育て支援法施行の日から5年間（平成31年度まで）は経過措置として設定しないことができる。ア・イ・キについては協定書等を締結すること。 ア）食事の提供 イ）嘱託医による健康診断等 ウ）屋外遊戯場の利用 エ）合同保育 オ）後方支援 カ）行事への参加 キ）卒園後の受皿	国基準案のとおりとする。
嘱託医	嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。
その他	入所時の健康診断及び年2回以上の定期健康診断及び臨時健康診断を実施し、調理員の健康診断は綿密な注意を払うこと。	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

4. 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準案

項 目		国基準案	本市基準案
保育従事者		家庭的保育者 *市町村長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 家庭的保育補助者 *市長村長が行う研修を修了した者	家庭的保育者 *次のいずれかである者で、市長が指定する研修を受講し、かつ市長が家庭的保育者として適当であると認めた者 ア保育士、保健師、看護師又は幼稚園 教諭の資格を有する者 イ子育て経験があり、保育士と同等以上の知識及び経験を有する者 家庭的保育補助者 *市長が指定する研修を修了した保育士、保健師、看護師、幼稚園教諭、子育て経験者
職員数		0～2 歳児 3 : 1 （家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2）	国基準のとおりとする。
設備・面積	保育室等	0 歳・1 歳児乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳児 保育室 1 人 3.3 m ²	国基準案のとおりとする。
	その他	便所	国基準案のとおりとする。
	屋外遊戯場	満 2 歳児以上の児童 1 人につき 3.3 m ² 以上 ※事業所の付近にある他の公的施設の敷地その他の屋外遊戯場に代わるべき場所を含む	国基準案のとおりとする。
給食	給食	自園調理 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する他の小規模保育事業、社会福祉施設、病院を含む	国基準案のとおりとする。
	設備	調理室又は調理設備 （調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備）	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

	職員	調理員 ※調理業務を全部委託する場合や 連携施設等からの搬入の場合は置 かないことができる	調理員 家庭的保育者又は家庭的保育補助 者が調理員を兼ねることができる。 ただし、当該調理従事者を除 いたうえで職員数の基準を満たす こと
耐火基準		保育室等を 2 階以上に設ける場合 について ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・乳幼児の転落防止設備 ・国認可外基準上の避難階段 消火器及び非常警報器具 ※建築基準法及び消防法との関係 はさらに検討	国基準案のとおりとする。
連携施設		ア～カについて必要な支援を受け ること。キを設定すること。ただし 子ども・子育て支援法施行の日から 5 年間（平成 31 年度まで）は経過 措置として設定しないことができ る。ア・イ・キについては協定書等 を締結すること。 ア）食事の提供 イ）嘱託医による健康診断等 ウ）屋外遊び場の利用 エ）合同保育 オ）後方支援 カ）行事への参加 キ）卒園後の受皿	国基準案のとおりとする。
嘱託医		嘱託医を置く ※連携施設と同一の嘱託医に委嘱 することも可能	国基準案のとおりとする。
その他		入所時の健康診断及び年 2 回以上 の定期健康診断及 び臨時健康診断を実施し、調理員の 健康診断は綿密な注意を払うこと	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

5 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目		国基準案	本市基準案
保育従事者		【定員 20 名以上】 保育士 【定員 19 名以下】 保育士※ 1 / 2 以上 ※0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる ※保育士以外には必要な研修を実施（研修内容・実施体制は今後検討）	国基準案のとおりとする。
職員数		【定員 20 名以上】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4・5 歳児 30 : 1 【定員 19 名以下】 ・以下の配置に加え 1 名配置すること 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 ・常時 2 人を下回ってはならない	国基準案のとおりとする。
設備・面積	保育室等	【定員 20 名以上】 0・1 歳児乳児室 1 人 1.65 m ² 又はほふく室 1 人 3.3 m ² 2 歳以上児保育室 1 人 1.98 m ² 【定員 19 名以下】 乳児室／ほふく室 1 人 3.3 m ² 保育室 1 人 1.98 m ²	国基準案のとおりとする。
	屋外遊戯場	満 2 歳以上の児童 1 人につき 3.3 m ² 以上 ※付近の代替地可	国基準案のとおりとする。
給食	給食	自園調理※ 1 （調理業務委託及び連携施設等からの搬入可） ※同一事業者が運営する他の小規	国基準案のとおりとする。

【対象事案 1】

		模保育事業、社会福祉施設、病院を含む ※ 1 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第 1 期の市町村事業計画の終期である平成 31 年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。	
	設備	【定員 20 名以上】 調理室 【定員 19 名以下】 調理設備	国基準案のとおりとする。
	職員	調理員 ※ 調理業務を全部委託する場合や連携施設等からの搬入の場合は置かないことができる	国基準案のとおりとする。
耐火基準		(小規模保育事業を踏まえ、検討)	国基準案のとおりとする。
連携施設		【定員 19 名以下】 保育内容の支援に係る連携施設の設定が必要 (従業員の子ども) 必ずしも求めない (地域枠の子ども) 卒園後の受け皿に係る連携施設の設定が必要 ※ 更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第 1 期の市町村事業計画の終期(平成 31 年度末)までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる(経過措置)。	国基準案のとおりとする。
嘱託医		嘱託医 ※ 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能	国基準案のとおりとする。
地域枠の子どもの受け入れ		以下の表 1 の「地域枠の定員」以上とすること	国基準案のとおりとする。

【対象事業１】

<表 1>

定員区分		地域枠の定員	目 安
1 ～ 1 0 名	1 ～ 5 名	1 名	家庭的保育事業× 1 ヶ所程度
	6 ・ 7 名	2 名	
	8 ～ 1 0 名	3 名	
1 1 ～ 2 0 名	1 1 ～ 1 5 名	4 名	家庭的保育事業（補助者付き）× 1 ヶ所程度
	1 6 ～ 2 0 名	5 名	
2 1 ～ 3 0 名	2 1 ～ 2 5 名	6 名	小規模保育事業（下限） 1 ヶ所＋ 1 名程度
	2 6 ～ 3 0 名	7 名	
3 1 ～ 4 0 名		1 0 名	認可保育所の半分程度（特例保育所と同程度）
4 1 ～ 5 0 名		1 2 名	小規模保育事業（下限）× 2 ヶ所
5 1 ～ 6 0 名		1 5 名	家庭的保育事業（補助者付き）× 3 ヶ所程度
6 1 ～ 7 0 名		2 0 名	認可保育所（下限）× 1 ヶ所程度
7 1 名～ 2 0 名		（以下 2 0 名で固定）	

6 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準案

項 目	国基準案	本市基準案
保育従事者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者 ※研修内容・実施体制は今後検討	国基準案のとおりとする。
職員数	0 ～ 2 歳児 1 ： 1	国基準案のとおりとする。
連携施設	連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合には、それに関するバックアップ等の形で、必ず設定を求めていることを基本とする。	国基準案のとおりとする。